

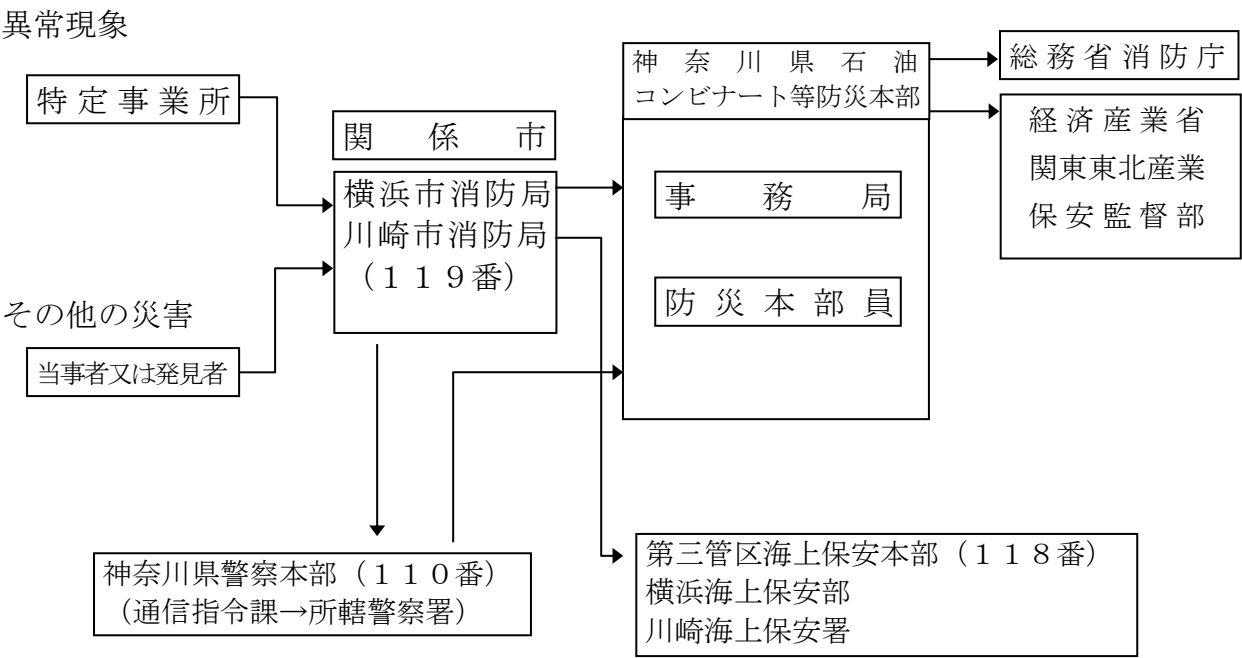
修正案	現 行
第5編 災害応急対策計画 特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発、石油等の漏えい若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所等は、相互に協力して一体的な応急活動体制を確立し、災害の防ぎょ等応急対策を迅速かつ的確に実施する。 第1章 応 急 活 動 体 制 第1節 石油コンビナート等防災本部 防災本部は、災害発生時には「第2編防災組織 第1章防災本部 2 石油コンビナート等防災本部」に定められた所掌事務のうち応急活動に関する業務を行う。 1 本部長の業務 (1) 本部員の招集 本部長は、特別防災区域に係る大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部活動の統一的運営を図ることが必要と認めるときは、本部員を招集し、「神奈川県石油コンビナート等防災本部運営要綱」に基づき、石油コンビナート等防災本部会議を開催する。 (2) 現地本部の設置及び現地本部員の指名 本部長は、現地本部を設置した又は現地本部長から設置の報告を受けた場合は、その旨を本部員に通知するとともに、現地本部長の意見若しくは要請を参考として当該災害の応急対策活動を迅速かつ総合的に実施するために必要な現地本部員を本部員のうちから指名する。 (3) 本部連絡員の派遣要請 本部長は、必要に応じ、本部員に防災本部への本部連絡員の派遣を要請する。 2 事務局の業務 事務局は、石災法及び本計画に基づく本部長及び防災本部に係る次の事務を執行する。 (1) 本部員及び本部連絡員の防災本部への参集連絡 (2) 災害及び防災活動に関する情報の収集及び本部構成機関への伝達 (3) 現地本部との連絡調整	第5編 災害応急対策計画 特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発、石油等の漏えい若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所等は、相互に協力して一体的な応急活動体制を確立し、災害の防ぎょ等応急対策を迅速かつ的確に実施する。 第1章 応 急 活 動 体 制 第1節 石油コンビナート等防災本部 防災本部は、災害発生時には「第2編防災組織 第1章防災本部 2 石油コンビナート等防災本部」に定められた所掌事務のうち応急活動に関する業務を行う。 1 本部長の業務 (1) 本部員の招集 本部長は、特別防災区域に係る大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部活動の統一的運営を図ることが必要と認めるときは、本部員を招集し、「神奈川県石油コンビナート等防災本部運営要綱」に基づき、石油コンビナート等防災本部会議を開催する。 (2) 現地本部の設置及び現地本部員の指名 本部長は、現地本部を設置した又は現地本部長から設置の報告を受けた場合は、その旨を本部員に通知するとともに、現地本部長の意見若しくは要請を参考として当該災害の応急対策活動を迅速かつ総合的に実施するために必要な現地本部員を本部員のうちから指名する。 (3) 本部連絡員の派遣要請 本部長は、必要に応じ、本部員に防災本部への本部連絡員の派遣を要請する。 2 事務局の業務 事務局は、石災法及び本計画に基づく本部長及び防災本部に係る次の事務を執行する。 (1) 本部員及び本部連絡員の防災本部への参集連絡 (2) 災害及び防災活動に関する情報の収集及び本部構成機関への伝達 (3) 現地本部との連絡調整

修正案	現 行
(4) 本部長の指示内容の現地本部への伝達 (5) 防災関係機関等に対する応援要請等の連絡 (6) 防災活動等に必要な防災資機材等の調達 (7) 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整 (8) 災害及び防災活動に関する情報の整理及び報道機関への情報提供 (9) 災害情報管理システムの運用 (10) 危険物タンクスロッシング被害予測システムの運用 (11) 大容量泡放射システムの運用に係る連絡調整 (12) その他応急対策上必要な事項の処理 3 本部連絡員の業務 本部員は、防災本部から要請があった場合、本部連絡員を防災本部に派遣する。派遣された本部連絡員は、次の業務を行う。 (1) 当該本部員の補佐 (2) 防災本部と所属機関との情報連絡 (3) <u>関係市消防機関の本部連絡員については、上記「2 事務局の業務」の補佐</u> 第2節 石油コンビナート等現地防災本部 1 現地本部長の業務 (1) 現地本部設置の報告 現地本部長は、現地本部を設置したときは、直ちに本部長に対し設置の報告をするとともに、必要な現地本部員の指名を要請する。 (2) 現地本部員の参集連絡 現地本部長は、本部長が指名した現地本部員に参集連絡を行い、現地本部を運営する。また、必要に応じ、市災害対策本部との一体的運営を図る。 (3) 特定事業所等職員の招集 現地本部長は、災害及び応急活動等の状況を把握し、今後の応急対策を確立するため、必要に応じ、災害発生事業所、関係特定事業所及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の職員の現地本部への派遣を求める。 (4) 市関係職員の招集 現地本部長は、現地本部が行う応急対策に必要と認める市関係職員を招集する。 (5) 現地本部連絡員の派遣要請 現地本部長は、必要に応じ、現地本部員に現地防災本部への現地本部連絡員の派遣を要請する。	(4) 本部長の指示内容の現地本部への伝達 (5) 防災関係機関等に対する応援要請等の連絡 (6) 防災活動等に必要な防災資機材等の調達 (7) 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整 (8) 災害及び防災活動に関する情報の整理及び報道機関への情報提供 (9) 災害情報管理システムの運用 (10) 危険物タンクスロッシング被害予測システムの運用 (11) 大容量泡放射システムの運用に係る連絡調整 (12) その他応急対策上必要な事項の処理 3 本部連絡員の業務 本部員は、防災本部から要請があった場合、本部連絡員を防災本部に派遣する。派遣された本部連絡員は、次の業務を行う。 (1) 当該本部員の補佐 (2) 防災本部と所属機関との情報連絡 (新設) 第2節 石油コンビナート等現地防災本部 1 現地本部長の業務 (1) 現地本部の設置 現地本部長は、現地本部を設置したときは、直ちに本部長に対し設置の報告をするとともに、必要な現地本部員の指名を要請する。 (2) 現地本部員の参集連絡 現地本部長は、本部長が指名した現地本部員に参集連絡を行い、現地本部を運営する。また、必要に応じ、市災害対策本部との一体的運営を図る。 (3) 特定事業所等職員の招集 現地本部長は、災害及び応急活動等の状況を把握し、今後の応急対策を確立するため、必要に応じ、災害発生事業所、関係特定事業所及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の職員の現地本部への派遣を求める。 (4) 市関係職員の招集 現地本部長は、現地本部が行う応急対策に必要と認める市関係職員を招集する。 (5) 現地本部連絡員の派遣要請 現地本部長は、必要に応じ、現地本部員に現地防災本部への現地本部連絡員の派遣を要請する。

修正案	現 行
2 現地本部事務局の業務 現地本部の運営を円滑に実施するため、現地本部に「現地本部事務局」を設置し、次の業務を行う。 (1) 現地本部員及び現地本部連絡員の現地本部への参集連絡 (2) 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達 (3) 防災本部との連絡調整 (4) 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整 ア 特定事業所相互応援の連絡調整 イ 消防機関との連絡調整 ウ 海上保安部（署）等との連絡調整 エ ライフライン事業者との連絡調整 (5) 現地本部決定事項の防災関係機関への連絡 ア 県警察による交通規制等の要請 イ 緊急消防援助隊の応援要請 ウ 自衛隊の応援要請 エ その他広域応援活動の要請 (6) 応急対策活動に必要な防災資機材等の調達 (7) 災害及び応急対策活動に関する情報の整理及び報道機関への提供 (8) その他応急対策上必要な事項の処理 3 現地本部連絡員 現地本部員は、現地本部から要請があった場合、現地本部連絡員を現地本部へ派遣する。派遣された現地本部連絡員は、次の業務を行う。 (1) 当該現地本部員の補佐 (2) 現地本部と所属機関との情報連絡 4 解 散 本部長は、現地本部長と協議し、災害の危険がなくなつたと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散する。	2 現地本部事務局の業務 現地本部の運営を円滑に実施するため、現地本部に「現地本部事務局」を設置し、次の業務を行う。 (1) 現地本部員及び現地本部連絡員の現地本部への参集連絡 (2) 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達 (3) 防災本部との連絡調整 (4) 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整 ア 特定事業所相互応援の連絡調整 イ 消防機関との連絡調整 ウ 海上保安部（署）等との連絡調整 エ ライフライン事業者との連絡調整 (5) 現地本部決定事項の防災関係機関への連絡 ア 県警察による交通規制等の要請 イ 緊急消防援助隊の応援要請 ウ 自衛隊の応援要請 エ その他広域応援活動の要請 (6) 応急対策活動に必要な防災資機材等の調達 (7) 災害及び応急対策活動に関する情報の整理及び報道機関への提供 (8) その他応急対策上必要な事項の処理 3 現地本部連絡員 現地本部員は、現地本部から要請があった場合、現地本部連絡員を現地本部へ派遣する。派遣された現地本部連絡員は、次の業務を行う。 (1) 当該現地本部員の補佐 (2) 現地本部と所属機関との情報連絡 4 解 散 本部長は、現地本部長と協議し、災害の危険がなくなつたと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散する。

修正案	現 行
第2章 災害情報の収集、伝達 第1節 地震情報等の受理伝達 「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第4章第1節1」に定める方法によるほか、防災本部事務局は、特定事業所に対し、ファクシミリ斉同報システム及び石油コンビナート等防災相互無線を用いて伝達する。 第2節 災害情報の連絡及び報告 1 災害発生事業所からの連絡 ○ 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、火災、爆発、石油等の漏えい、流出その他の事故の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防機関（電話119番）に連絡する。 また、特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、地震による災害の発生を速やかに連絡するため、危険物タンク等関係施設の効率的な点検に努める。 ○ 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、関係市長の求めに応じて災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な情報の提供に努める。 2 消防機関の措置 災害の通報を受けた消防機関の長は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災本部並びに警察本部及び海上保安本部に連絡する。 3 連絡及び報告の方法 連絡及び報告の方法は、有線又は無線電話若しくは徒歩連絡等状況に応じ、最も迅速確実な方法で行う。	第2章 災害情報の収集、伝達 第1節 地震情報等の受理伝達 「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第4章第1節1」に定める方法によるほか、防災本部事務局は、特定事業所に対し、ファクシミリ斉同報システム及び石油コンビナート等防災相互無線を用いて伝達する。 第2節 災害情報の連絡及び報告 1 災害発生事業所からの連絡 ○ 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、火災、爆発、石油等の漏えい、流出その他の事故の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防機関（電話119番）に連絡する。 また、特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、地震による災害の発生を速やかに連絡するため、危険物タンク等関係施設の効率的な点検に努める。 ○ 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、関係市長の求めに応じて災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な情報の提供に努める。 2 消防機関の措置 災害の通報を受けた消防機関の長は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災本部並びに警察本部及び海上保安本部に連絡する。 3 連絡及び報告の方法 連絡及び報告の方法は、有線又は無線電話若しくは徒歩連絡等状況に応じ、最も迅速確実な方法で行う。

修正案



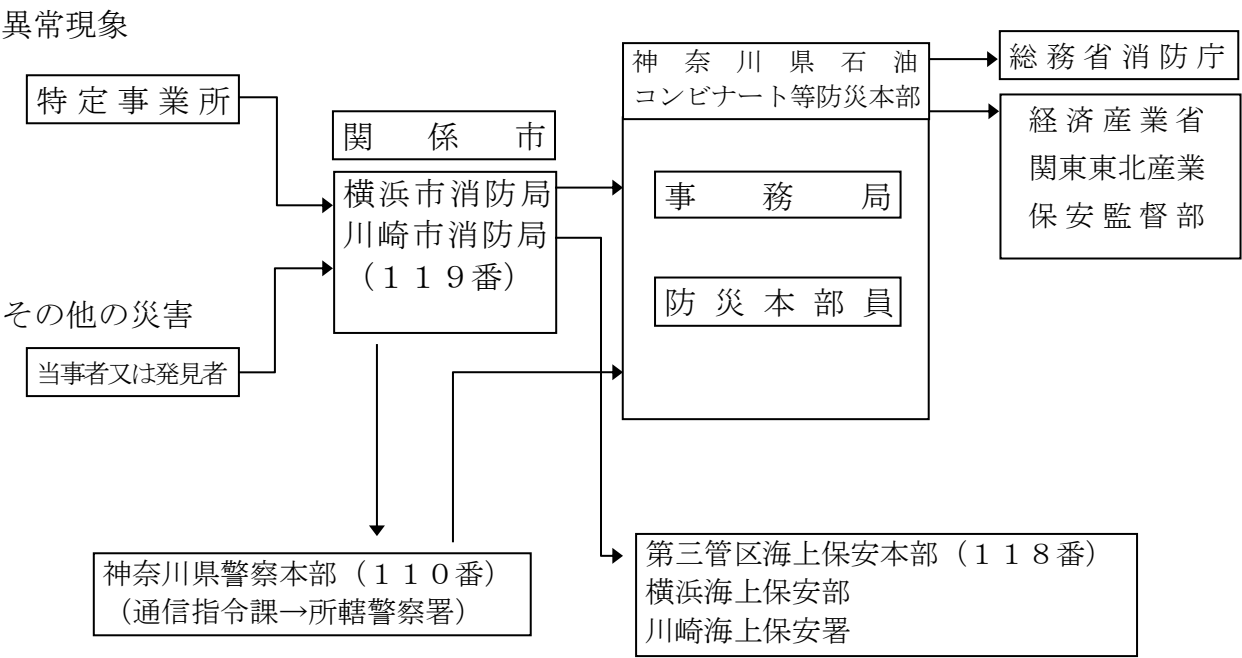
4 防災本部等への災害発生報告

災害の報告は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく火災・災害等即報要領第2号様式（様式1）により判明次第逐次行い、その手続は次のとおりとする。

- ① 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、当該火災・災害等が発生した地域の属する関係市は、火災・災害等に関する即報を防災本部を通じて行う。
- ② 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、防災本部は、関係市からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に対して行う。
- ③ 直接即報基準（特に迅速に報告すべき基準）に該当する火災・災害等が発生した場合は、関係市は、第一報を防災本部に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、関係市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。
- ④ 関係市は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。防災本部は、関係市からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、関係市からの報告を待たずに情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行う。

第3節 防災本部への災害・応急措置の報告

現行



4 防災本部等への災害発生報告

災害の報告は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく火災・災害等即報要領第2号様式（様式1）により判明次第逐次行い、その手続は次のとおりとする。

- ① 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、当該火災・災害等が発生した地域の属する関係市は、火災・災害等に関する即報を防災本部を通じて行う。
- ② 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、防災本部は、関係市からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に対して行う。
- ③ 直接即報基準（特に迅速に報告すべき基準）に該当する火災・災害等が発生した場合は、関係市は、第一報を防災本部に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、関係市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。
- ④ 関係市は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。防災本部は、関係市からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、関係市からの報告を待たずに情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行う。

第3節 防災本部への災害・応急措置の報告

修正案	現 行
石災法第26条で定める災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者（関係市長、第三管区海上保安本部長等）は同条の規定に基づき、現在の体制及び実施した応急措置の概要等について、本部長の求めに応じ、防災本部に報告し、本部長は防災関係機関内での情報共有を図る。 なお、現地本部が設置されたときは、現地本部に報告し、現地本部は防災本部に報告する。 また、災害の当事者である特定事業所は、防災活動終了後2週間以内に「石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告（様式2）」を用いて、災害の状況及び実施した応急措置の概要について、防災本部に報告する。 第4節 大規模地震発生時の施設被害状況の報告 大規模地震災害発生時には「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づき、施設被害の情報を共有する。 様式1 様式2	石災法第26条で定める災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する<u>もの</u>（関係市長、第三管区海上保安本部長等）は同条の規定に基づき、現在の体制及び実施した応急措置の概要等について、本部長の求めに応じ、防災本部に報告し、本部長は防災関係機関内での情報共有を図る。 なお、現地本部が設置されたときは、現地本部に報告し、現地本部は防災本部に報告する。 また、災害の当事者である特定事業所は、防災活動終了後2週間以内に「石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告（様式2）」を用いて、災害の状況及び実施した応急措置の概要について、防災本部に報告する。 第4節 大規模地震発生時の施設被害状況の報告 大規模地震災害発生時には「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づき、施設被害の情報を共有する。 様式1 様式2

修正案	現 行
第3章 通 信 の 確 保 第1節 通 信 手 段 の 確 保 県及び関係市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図る。 また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請する。 1 災害時の通信連絡 ○ 県、関係市及び防災関係機関が行う災害に関する情報の伝達若しくは、被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として防災行政通信網及び災害情報管理システムにより速やかに行う。 ○ 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努める。 ○ 加入電話を使用する場合には、回線の状況によりN T T東日本が指定した災害時優先電話を利用する。 ○ N T T東日本の措置 加入電話輻輳時の緊急通話の確保 災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るための措置を行う。 2 各種通信施設の利用 地震災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。 (1) 警察通信設備の優先利用 県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に手段がないときは、災害対策基 本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用する。 (2) 非常通信の利用 県、関係市及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。	第3章 通 信 の 確 保 第1節 通 信 手 段 の 確 保 県及び関係市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図る。 また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請する。 1 災害時の通信連絡 ○ 県、関係市及び防災関係機関が行う災害に関する情報の伝達若しくは、被害状況の収集報告、 その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として防災行政通信網及び災害情報管理システムにより速やかに行う。 ○ 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努める。 ○ 加入電話を使用する場合には、回線の状況によりN T T東日本が指定した災害時優先電話を利用する。 ○ N T T東日本の措置 加入電話輻輳時の緊急通話の確保 災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るための措置を行う。 2 各種通信施設の利用 地震災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。 (1) 警察通信設備の優先利用 県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に手段がないときは、災害対策基 本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用する。 (2) 非常通信の利用 県、関係市及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

修正案	現 行
(3) 通信施設所有者等の相互協力 通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。 (4) 放送機関への放送要請 県は、加入電話及び防災通信網が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。 (5) 自衛隊への要請 県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請する。 第2節 県石油コンビナート等防災相互無線等の運用 特別防災区域に係る災害発生時における防災関係機関等の相互通信連絡手段の確保を図るため、県及び関係市並びに共同防災組織等及び特定事業所に整備した県石油コンビナート等防災相互無線や、県、共同防災組織及び特定事業所に整備した「ファクシミリ一斉同報システム」を有効に活用する。 第3節 県防災行政通信網の運用 県防災行政通信網の運用は、「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要綱」や「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要領」により行い、通信の種類と手段は次のとおりである。 1 通信の種類 (1) 緊急通信 地震その他緊急の事態が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに行う緊急を要する通信 (2) 一般通信 緊急通信以外の通信 (3) 一斉通信 複数の通信局に対して同時に一方的に行う通信 (4) 個別通信 個別の通信局間で行う通信 2 通信の手段 通信は、音声又はファクシミリにより行う。	(3) 通信施設所有者等の相互協力 通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。 (4) 放送機関への放送要請 県は、加入電話及び防災通信網が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。 (5) 自衛隊への要請 県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請する。 第2節 県石油コンビナート等防災相互無線等の運用 特別防災区域に係る災害発生時における防災関係機関等の相互通信連絡手段の確保を図るため、県及び関係市並びに共同防災組織等及び特定事業所に整備した県石油コンビナート等防災相互無線や、県、共同防災組織及び特定事業所に整備した「ファクシミリ一斉同報システム」を有効に活用する。 第3節 県防災行政通信網の運用 県防災行政通信網の運用は、「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要綱」や「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要領」により行い、通信の種類と手段は次のとおりである。 1 通信の種類 (1) 緊急通信 地震その他緊急の事態が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに行う緊急を要する通信 (2) 一般通信 緊急通信以外の通信 (3) 一斉通信 複数の通信局に対して同時に一方的に行う通信 (4) 個別通信 個別の通信局間で行う通信 2 通信の手段 通信は、音声又はファクシミリにより行う。

修正案	現 行
第4章 災害の防ぎょ活動 特別防災区域における危険物施設、高圧ガス施設及びその他の施設において、火災、爆発、漏洩等の災害が発生した場合は、特定事業所等が行う防ぎょ活動により地域住民等の安全を確保するとともに、消防機関、海上保安本部が効果的な防ぎょ活動を実施する。 第1節 特定事業所等における防ぎょ活動 特定事業所等は、災害の発生と拡大の防止活動を迅速かつ効果的に実施するため、施設の災害態様に対応した防ぎょ活動を自らの安全を確保しつつ実施する。 1 緊急措置 特定事業所等は、災害の拡大及び二次的災害の発生を防止するため、災害態様に応じた装置の運転停止や危険物、ガス等の供給停止等緊急措置を行う。 2 警戒措置 (1) 特定事業所等 特定事業所等は、地震の発生又は地域内で災害が発生した場合、災害を防止するため、保有施設に応じた施設の巡回点検、危険物等の移動・抜き取り等警戒措置を行う。ただし、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、従業員等の避難を最優先させるとともに、各特定事業所があらかじめ定める対応方法に従い行動する。 (2) 自衛防災組織等 特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織は、津波警報 発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、現に災害が発生している場合を除き、安全を確保しつつ可能な限り、防災資機材が津波により浸水、流出等しないよう適切な措置を講ずる。 3 防災資機材の輸送 広域共同防災組織は、その構成事業所から大容量泡放水砲等の出動の要請を受けたときは、大容量泡放射システムの輸送車両に関する協定書に基づき、直ちに大容量泡放水砲等の輸送に必要な車両を調達し、あらかじめ定める輸送ルートにより安全かつ確実な輸送を行う。 4 災害の防ぎょ活動	第4章 災害の防ぎょ活動 特別防災区域における危険物施設、高圧ガス施設及びその他の施設において、火災、爆発、漏洩等の災害が発生した場合は、特定事業所等が行う防ぎょ活動により地域住民等の安全を確保するとともに、消防機関、海上保安本部が効果的な防ぎょ活動を実施する。 第1節 特定事業所等における防ぎょ活動 特定事業所等は、災害の発生と拡大の防止活動を迅速かつ効果的に実施するため、施設の災害態様に対応した防ぎょ活動を自らの安全を確保しつつ実施する。 1 緊急措置 特定事業所等は、災害の拡大及び二次的災害の発生を防止するため、災害態様に応じた装置の運転停止や危険物、ガス等の供給停止等緊急措置を行う。 2 警戒措置 (1) 特定事業所等 特定事業所等は、地震の発生又は地域内で災害が発生した場合、災害を防止するため、保有施設に応じた施設の巡回点検、危険物等の移動・抜き取り等警戒措置を行う。ただし、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、従業員等の避難を最優先させるとともに、各特定事業所があらかじめ定める対応方法に従い行動する。 (2) 自衛防災組織等 特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織は、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、現に災害が発生している場合を除き、安全を確保しつつ可能な限り、防災資機材が津波により浸水、流出等しないよう適切な措置を講ずる。 3 防災資機材の輸送 広域共同防災組織は、その構成事業所から大容量泡放水砲等の出動の要請を受けたときは、大容量泡放射システムの輸送車両に関する協定書に基づき、直ちに大容量泡放水砲等の輸送に必要な車両を調達し、あらかじめ定める輸送ルートにより安全かつ確実な輸送を行う。 4 災害の防ぎょ活動

修正案	現 行
特定事業所等は、災害の鎮圧を図るために、防災資機材等を活用して災害防ぎょ活動を行う。 また、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織は、防災管理者の指揮のもと、公設消防隊の統制下に入り、共同して災害の鎮圧に全力をあげる。 5 災害の拡大防止措置 特定事業所等は、災害の拡大防止を図るため、災害の態様に応じた防止措置を行う。 6 災害防ぎょ活動への協力 特定事業所等は、自らの事業所の安全確保を前提に、防災関係機関及び災害発生事業所等の行う防ぎょ活動に積極的に協力するとともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放するなど、地域の一員としての災害防ぎょ活動に努める。 第2節 消防機関等における防ぎょ活動 関係市の消防機関は、特別防災区域内における災害防ぎょ活動を次のとおり実施する。 1 災害防ぎょ活動の原則 (1) 現場指揮本部の設置 消防機関は現場指揮本部を設置し、消火活動の基本方針を早期に決定し、現場指揮本部長の命により統一性のある行動をとる。現場指揮本部の位置は、現場と連携を保ち指揮連絡、情報収集に最も便利な位置とする。 (2) 火災警戒区域等の設定 災害防ぎょ活動の適正化と住民に対する避難措置等を適切に実施するため、現場の災害態様に応じて火災警戒区域又は、消防警戒区域を設定して住民の安全確保と災害の早期鎮圧を図る。 (3) 現場広報及び避難指示 現場指揮本部は必要事項を的確に指示し、住民等に対して適正な現場広報を実施する。 災害規模が拡大し、現場にいる消防長又は消防署長が付近住民を避難させる必要があると認めたときは、速やかに避難の勧告並びに適切な誘導を実施する。 2 扇島に関する消防業務 横浜・川崎両市域に係る扇島区域内における消防業務の執行に当たっては、横浜市	特定事業所等は、災害の鎮圧を図るために、防災資機材等を活用して災害防ぎょ活動を行う。 また、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織は、防災管理者の指揮のもと、公設消防隊の統制下に入り、共同して災害の鎮圧に全力をあげる。 5 災害の拡大防止措置 特定事業所等は、災害の拡大防止を図るため、災害の態様に応じた防止措置を行う。 6 災害防ぎょ活動への協力 特定事業所等は、自らの事業所の安全確保を前提に、防災関係機関及び災害発生事業所等の行う防ぎょ活動に積極的に協力するとともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放するなど、地域の一員としての災害防ぎょ活動に努める。 第2節 消防機関等における防ぎょ活動 関係市の消防機関は、特別防災区域内における災害防ぎょ活動を次のとおり実施する。 1 災害防ぎょ活動の原則 (1) 現場指揮本部の設置 消防機関は現場指揮本部を設置し、消火活動の基本方針を早期に決定し、現場指揮本部長の命により統一性のある行動をとる。現場指揮本部の位置は、現場と連携を保ち指揮連絡、情報収集に最も便利な位置とする。 (2) 火災警戒区域等の設定 災害防ぎょ活動の適正化と住民に対する避難措置等を適切に実施するため、現場の災害態様に 応じて火災警戒区域又は、消防警戒区域を設定して住民の安全確保と災害の早期鎮圧を図る。 (3) 現場広報及び避難指示 現場指揮本部は必要事項を的確に指示し、住民等に対して適正な現場広報を実施する。 災害規模が拡大し、現場にいる消防長又は消防署長が付近住民を避難させる必要があると認めたときは、速やかに避難の勧告並びに適切な誘導を実施する。 2 扇島に関する消防業務 横浜・川崎両市域に係る扇島区域内における消防業務の執行に当たっては、横浜市

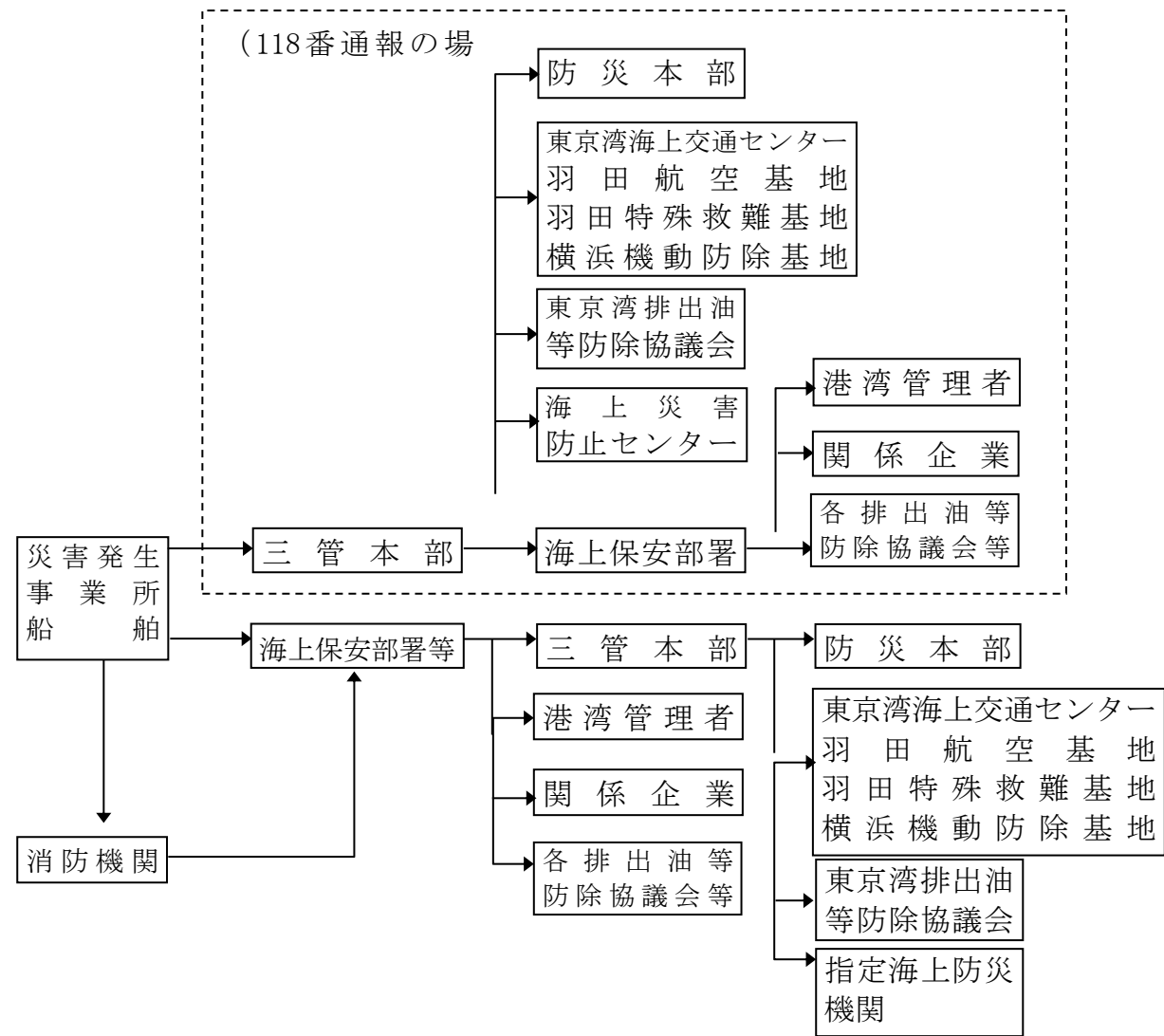
修正案	現 行
消防長と川崎市消防長との間で締結した「扇島に関する消防業務協約」に基づいて行う。 3 応援要請（協力） 消防機関は、災害が拡大し、又は拡大するおそれがある場合、必要に応じ、「第11章応援要請第2節その他の機関に対する応援要請」に定めるところにより海上保安部（署）、防災関係機関に応援を要請し、相互に連携して災害応急活動を実施する。 4 防災資機材等の活用 関係市（消防機関）は、必要に応じて、県が備蓄する防災資機材等を活用し、災害応急活動を実施する。 5 各消防機関の出動及び資機材輸送対策 (1) 横浜市消防局 ア 出場基準 「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート災害出場計画）」に基づき、出場させる。 イ 資機材等の緊急輸送対策 (ア) 消火薬剤の搬送 ○ 消火薬剤の搬送は「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート出場計画）」に基づく原液搬送隊及びその他の搬送隊により行う。 ○ 消火薬剤は消火薬剤備蓄タンク（12,000ℓ）<u>3</u>基（大黒町、磯子、ヘリポート） から計<u>33,900</u>ℓを原液搬送車で搬送するほか、出場化学車等の積載消火薬剤を活用する。 (イ) 油処理剤の搬送 流出油等の処理剤は各署所へ分散備蓄しており、災害の規模に応じ、消防隊が積載搬送を行う。 (ウ) オイルフェンスの搬送 鶴見水上消防隊（よこはま、まもり）が積載し出場する。 (2) 川崎市消防局 ア 出場計画 特別防災区域の危険物火災に対処するため、大型化学車、大型高所放水車、原液搬送車及び水源車を中心とした消防隊等の運用を特別に編成する。「石油コンビナート等特別防災区域火災出場区分」に基づき、第1出動11隊が出場し、規模に応じて特別第1号5隊、特別第2号7隊及び特別第3号6隊が引き続き出場する（緊急配備消防隊等を除く）。	消防長と川崎市消防長との間で締結した「扇島に関する消防業務協約」に基づいて行う。 3 応援要請（協力） 消防機関は、災害が拡大し、又は拡大するおそれがある場合、必要に応じ、「第11章応援要請第2節その他の機関に対する応援要請」に定めるところにより海上保安部（署）、防災関係機関に応援を要請し、相互に連携して災害応急活動を実施する。 4 防災資機材等の活用 関係市（消防機関）は、必要に応じて、県が備蓄する防災資機材等を活用し、災害応急活動を実施する。 5 各消防機関の出動及び資機材輸送対策 (1) 横浜市消防局 ア 出場基準 「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート災害出場計画）」に基づき、出場させる。 イ 資機材等の緊急輸送対策 (ア) 消火薬剤の搬送 ○ 消火薬剤の搬送は「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート出場計画）」に基づく原液搬送隊及びその他の搬送隊により行う。 ○ 消火薬剤は消火薬剤備蓄タンク（12,000ℓ）<u>5</u>基（<u>入船</u>、<u>大黒町</u>、<u>西</u>、<u>磯子</u>、ヘリポート） から計<u>60,000</u>ℓを原液搬送車で搬送するほか、出場化学車等の積載消火薬剤を活用する。 (イ) 油処理剤の搬送 流出油等の処理剤は各署所へ分散備蓄しており、災害の規模に応じ、消防隊が積載搬送を行う。 (ウ) オイルフェンスの搬送 鶴見水上消防隊（よこはま、まもり）が積載し出場する。 (2) 川崎市消防局 ア 出場計画 特別防災区域の危険物火災に対処するため、大型化学車、大型高所放水車、原液搬送車及び水源車を中心とした消防隊等の運用を特別に編成する。「石油コンビナート等特別防災区域火災出場区分」に基づき、第1出動11隊が出場し、規模に応じて特別第1号5隊、特別第2号7隊及び特別第3号6隊が引き続き出場する（緊急配備消防隊等を除く）。

修正案	現 行
イ 資機材等の緊急輸送計画 (ア) 消火薬剤の輸送計画 a 使用順位 (a) 川崎市消防局が保有するもの（神奈川県からの委託管理を含む）。 (b) 災害発生事業所が保有するもの (c) 災害発生事業所が加盟する共同防災組織が保有するもの (d) 隣接の共同防災組織が保有するもの (e) 川崎市と需給契約を締結している備蓄業者から緊急調達するもの b 消火薬剤の輸送方法 ○ 川崎市消防局保有のものは、「川崎市消防局警防規程」に定める車両及び緊急輸送契約業者により輸送する。 ○ 川崎市消防局保有以外のものは、現地本部長又は消防局長の特命により、保有事業所、共同防災組織、需給契約業者及び輸送契約業者と協議のうえ輸送する。 ○ 輸送にあたっては、緊急車による誘導又は警察機関に協力を要請して輸送の迅速化を図る。 ○ 消火薬剤の受領場所は、火災現場付近で消防隊等の供給に便利な場所とする。 (イ) その他の輸送計画 食糧、車両燃料及び消防用資機材は、輸送車、消防車両及び借上車両を十分に活用して災害現場に緊急輸送する。 第3節 第三管区海上保安本部における防ぎょ活動 1 初動措置 ○ 災害発生の通報を受けたときは、直ちに巡視船艇、航空機を現場に急行させ、状況の把握に努める。 ○ 災害の態様を災害発生時の通報系統により、防災関係機関に通報する。 ○ 大規模排出油等の場合は、防除措置義務者を指導するとともに、その措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合、巡視船艇等により防除措置を講ずる。また火災の場合は、消防船艇を急行させる。 ○ 必要に応じ職員の非常呼集を行い、職員、船艇、航空機の非常体制の早期確立を図る。 2 防災体制 ○ 防災活動を一元的に実施するため、火災及び排出油等の規模、態様に応じ、第三	イ 資機材等の緊急輸送計画 (ア) 消火薬剤の輸送計画 a 使用順位 (a) 川崎市消防局が保有するもの（神奈川県からの委託管理を含む） (b) 災害発生事業所が保有するもの (c) 災害発生事業所が加盟する共同防災組織が保有するもの (d) 隣接の共同防災組織が保有するもの (e) 川崎市と需給契約を締結している備蓄業者から緊急調達するもの b 消火薬剤の輸送方法 ○ 川崎市消防局保有のものは、「川崎市消防局警防規程」に定める車両及び緊急輸送契約業者により輸送する。 ○ 川崎市消防局保有以外のものは、現地本部長又は消防局長の特命により、保有事業所、共同防災組織、需給契約業者及び輸送契約業者と協議のうえ輸送す。 ○ 輸送にあたっては、緊急車による誘導又は警察機関に協力を要請して輸送の迅速化を図る。 ○ 消火薬剤の受領場所は、火災現場付近で消防隊等の供給に便利な場所とする。 (イ) その他の輸送計画 食糧、車両燃料及び消防用資機材は、輸送車、消防車両及び借上車両を十分に活用して災害現場に緊急輸送する。 第3節 第三管区海上保安本部における防ぎょ活動 1 初動措置 ○ 災害発生の通報を受けたときは、直ちに巡視船艇、航空機を現場に急行させ、状況の把握に努める。 ○ 災害の態様を災害発生時の通報系統により、防災関係機関に通報する。 ○ 大規模排出油等の場合は、防除措置義務者を指導するとともに、その措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合、巡視船艇等により防除措置を講ずる。また火災の場合は、消防船艇を急行させる。 ○ 必要に応じ職員の非常呼集を行い、職員、船艇、航空機の非常体制の早期確立を図る。 2 防災体制 ○ 防災活動を一元的に実施するため、火災及び排出油等の規模、態様に応じ、第三

修正案

- び周辺航行船舶に周知する。
- ガス検知により、火災、爆発及びガス中毒の危険が沿岸住民等に及ぶおそれがあると判断される場合は、消防、警察等に通報する。
 - 排出油等防除のため油処理剤を使用する場合は、薬剤の適切な使用方法及び水資源等に影響を与えることのないよう指導する。
- なお、海上災害発生時の海上保安部における通報系統は次のとおりである。

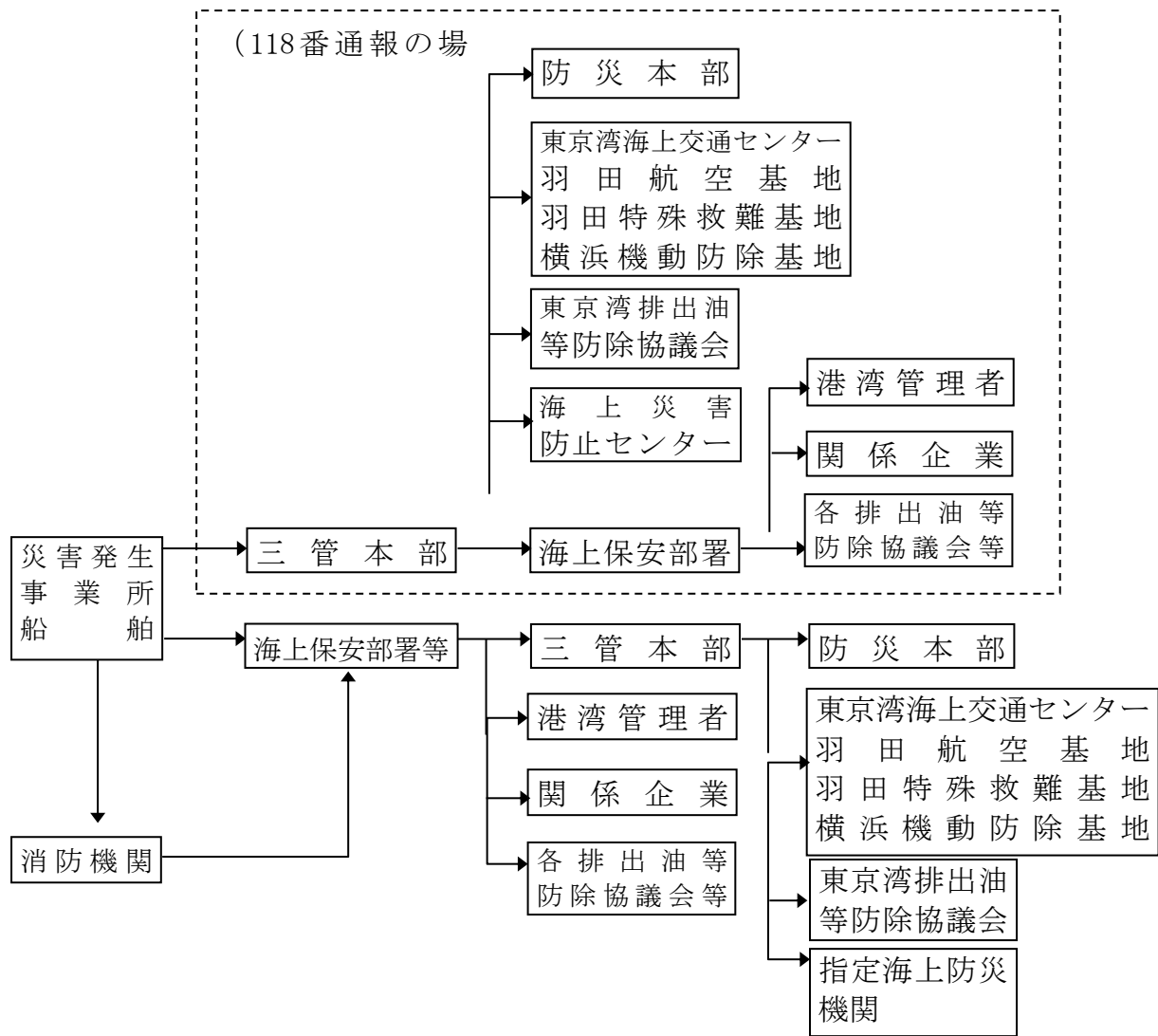
海上災害発生時の海上保安部における通報系統



現行

- び周辺航行船舶に周知する。
- ガス検知により、火災、爆発及びガス中毒の危険が沿岸住民等に及ぶおそれがあると判断される場合は、消防、警察等に通報する。
 - 排出油等防除のため油処理剤を使用する場合は、薬剤の適切な使用方法及び水資源等に影響を与えることのないよう指導する。
- なお、海上災害発生時の海上保安部における通報系統は次のとおりである。

海上災害発生時の海上保安部における通報系統



修正案	現 行
第4節 京浜臨海地区海域における排出油防除活動 防災関係機関、特定事業所は、京浜臨海地区の海域に大量の油流出事故が発生した場合、状況に応じて各運河等をオイルフェンスで遮断し、災害の拡大を防止するとともに流出油の除去を実施する。	第4節 京浜臨海地区海域における排出油防除活動 防災関係機関、特定事業所は、京浜臨海地区の海域に大量の油流出事故が発生した場合、状況に応じて各運河等をオイルフェンスで遮断し、災害の拡大を防止するとともに流出油の除去を実施する。

修正案	現行																																																
第5章 災 害 広 報 災害発生時には、特別防災区域及びその周辺地域をはじめとした県民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。 県、関係市等の防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。 第1節 県及び関係市等の防災関係機関の広報 1 県の広報 (1) 広報の内容 防災本部は、流言飛語による社会混乱の防止のため、次の事項について積極的に広報する。 ア 災害の状況に関すること イ 関係市長が実施した避難に関すること ウ 応急対策活動の状況に関すること エ 流言飛語の防止に関すること オ その他県民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む） (2) 広報の方法 防災本部は、次により広報活動を行う。 ア 放送機関への要請 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)に対して、広報を要請する。 また、県民への防災本部設置の伝達、混乱防止のために、知事談話の放送を要請する。 要請の窓口 <table><tr><th>放送機関名</th><th>県庁内線</th><th colspan="2">加入電話及び担当窓口</th></tr><tr><td>日本放送協会横浜放送局</td><td>8 5 7 3</td><td>211-0737</td><td>放送部</td></tr><tr><td>(株)アール・エフ・ラジオ日本</td><td>8 5 7 4</td><td>231-1531</td><td>総務部</td></tr><tr><td>(株)テレビ神奈川</td><td>8 5 7 5</td><td>681-7242</td><td>報道部</td></tr><tr><td>横浜エフエム放送(株)</td><td>—</td><td>223-2585</td><td>ニュース室</td></tr><tr><td></td><td></td><td>223-2562</td><td>マスター（夜間）</td></tr></table> イ 報道機関への要請	放送機関名	県庁内線	加入電話及び担当窓口		日本放送協会横浜放送局	8 5 7 3	211-0737	放送部	(株)アール・エフ・ラジオ日本	8 5 7 4	231-1531	総務部	(株)テレビ神奈川	8 5 7 5	681-7242	報道部	横浜エフエム放送(株)	—	223-2585	ニュース室			223-2562	マスター（夜間）	第5章 災 害 広 報 災害発生時には、特別防災区域及びその周辺地域をはじめとした県民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。 県、関係市等の防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。 第1節 県及び関係市等の防災関係機関の広報 1 県の広報 (1) 広報の内容 防災本部は、流言飛語による社会混乱の防止のため、次の事項について積極的に広報する。 ア 災害の状況に関すること イ 関係市長が実施した避難に関すること ウ 応急対策活動の状況に関すること エ 流言飛語の防止に関すること オ その他県民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む） (2) 広報の方法 防災本部は、次により広報活動を行う。 ア 放送機関への要請 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)に対して、広報を要請する。 また、県民への防災本部設置の伝達、混乱防止のために、知事談話の放送を要請する。 要請の窓口 <table><tr><th>放送機関名</th><th>県庁内線</th><th colspan="2">加入電話及び担当窓口</th></tr><tr><td>日本放送協会横浜放送局</td><td>8 5 7 3</td><td>211-0737</td><td>放送部</td></tr><tr><td>(株)アール・エフ・ラジオ日本</td><td>8 5 7 4</td><td>231-1531</td><td>総務部</td></tr><tr><td>(株)テレビ神奈川</td><td>8 5 7 5</td><td>681-7242</td><td>報道部</td></tr><tr><td>横浜エフエム放送(株)</td><td>—</td><td>223-2585</td><td>ニュース室</td></tr><tr><td></td><td></td><td>223-2562</td><td>マスター（夜間）</td></tr></table> イ 報道機関への要請	放送機関名	県庁内線	加入電話及び担当窓口		日本放送協会横浜放送局	8 5 7 3	211-0737	放送部	(株)アール・エフ・ラジオ日本	8 5 7 4	231-1531	総務部	(株)テレビ神奈川	8 5 7 5	681-7242	報道部	横浜エフエム放送(株)	—	223-2585	ニュース室			223-2562	マスター（夜間）
放送機関名	県庁内線	加入電話及び担当窓口																																															
日本放送協会横浜放送局	8 5 7 3	211-0737	放送部																																														
(株)アール・エフ・ラジオ日本	8 5 7 4	231-1531	総務部																																														
(株)テレビ神奈川	8 5 7 5	681-7242	報道部																																														
横浜エフエム放送(株)	—	223-2585	ニュース室																																														
		223-2562	マスター（夜間）																																														
放送機関名	県庁内線	加入電話及び担当窓口																																															
日本放送協会横浜放送局	8 5 7 3	211-0737	放送部																																														
(株)アール・エフ・ラジオ日本	8 5 7 4	231-1531	総務部																																														
(株)テレビ神奈川	8 5 7 5	681-7242	報道部																																														
横浜エフエム放送(株)	—	223-2585	ニュース室																																														
		223-2562	マスター（夜間）																																														

修正案	現行
「災害時における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請する。 ・協定締結先一覧（各横浜支（総）局・支局） 日本テレビ放送網(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビ、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)ニッポン放送、朝日新聞社(株)、(株)毎日新聞社、(株)読売新聞社、(株)産業経済新聞社、(株)東京新聞社、(株)日本経済新聞社、(株)日刊工業新聞社、(株)日本工業新聞社、(社)共同通信社、(株)時事通信社	「災害時における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請する。 ・協定締結先一覧（各横浜支（総）局・支局） 日本テレビ放送網(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビ、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)ニッポン放送、朝日新聞社(株)、(株)毎日新聞社、(株)読売新聞社、(株)産業経済新聞社、(株)東京新聞社、(株)日本経済新聞社、(株)日刊工業新聞社、(株)日本工業新聞社、(社)共同通信社、(株)時事通信社
ウ 一般広報 (ア) 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報 (イ) 市等の広報媒体を活用した広報 (ウ) 県広報車（放送設備のある車両）による広報 (エ) 必要に応じたヘリコプターによる広報 (オ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報 (カ) 新聞紙面購入による広報 (キ) ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報	ウ 一般広報 (ア) 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報 (イ) 市等の広報媒体を活用した広報 (ウ) 県広報車（放送設備のある車両）による広報 (エ) 必要に応じたヘリコプターによる広報 (オ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報 (カ) 新聞紙面購入による広報 (キ) ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報
2 関係市の広報 関係市は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織との連携等により、住民等に対して次の事項等について広報する。 (1) 災害の状況に関すること (2) 避難に関すること (3) 応急対策の活動状況に関すること (4) その他住民生活に必要なこと	2 関係市の広報 関係市は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織との連携等により、住民等に対して次の事項等について広報する。 (1) 災害の状況に関すること (2) 避難に関すること (3) 応急対策の活動状況に関すること (4) その他住民生活に必要なこと
第2節 上記以外の防災関係機関の広報	第2節 上記以外の防災関係機関の広報
上記以外の防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民や利用者に対して、交通に関する情報やライフラインに関する情報、生活関連情報等をそれぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市及び報道機関に広報を要請する。	上記以外の防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民や利用者に対して、交通に関する情報やライフラインに関する情報、生活関連情報等をそれぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市及び報道機関に広報を要請する。
第3節 特定事業所の広報	第3節 特定事業所の広報

修正案	現行
特定事業所は、防災関係機関と協力して、近隣住民に対してあらかじめ定める緊急連絡網や広報車等により災害の状況等必要な広報活動を行う。 また、発災時には被害状況を把握・整理し、従業員、来所者及び防災関係機関に対して迅速に広報を行う。	特定事業所は、防災関係機関と協力して、近隣住民に対してあらかじめ定める緊急連絡網や広報車等により災害の状況等必要な広報活動を行う。 また、発災時には被害状況を把握・整理し、従業員、来所者及び防災関係機関に対して迅速に広報を行う。

修正案	現行
第6章 避難対策 特別防災区域に係る災害から地域住民の生命の安全を確保するため、次により避難活動を実施する。 第1節 避難の勧告又は指示 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのため人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、関係市長等は危険地域の住民等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な指示を行う。 なお、<u>関係市</u>長等避難の指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行う。 ○ 避難を要する理由 ○ 避難指示の対象地域 ○ 避難先とその場所 ○ 避難経路 ○ 注意事項 1 関係市長の措置 関係市長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときは、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示又は勧告を行う。この場合、必要に応じ、避難すべき場所を指示する。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告する。 なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。 2 警察官等の措置 警察官又は海上保安官は、災害現場において関係市長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められる事態（連絡等のいとまがなくこれを行わなければ時機を失するような場合）、又は関係市長から要求のあったときは、必要に応じ、立ち退きの指示及び警戒区域の設定をする。この場合その旨を関係市長に速やかに通知する。 なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、必要に応じ、避難の措置を講ずることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する。	第6章 避難対策 特別防災区域に係る災害から地域住民の生命の安全を確保するため、次により避難活動を実施する。 第1節 避難の勧告又は指示 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのため人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、関係市長等は危険地域の住民等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な<u>勧告又は指示</u>を行う。 なお、<u>市長</u>村長等避難の<u>勧告、指示</u>を実施する者は、原則として次の内容を明示して行う。 ○ 避難を要する理由 ○ <u>避難勧告、指示等</u>の対象地域 ○ 避難先とその場所 ○ 避難経路 ○ 注意事項 1 関係市長の措置 関係市長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときは、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示又は勧告を行う。この場合、必要に応じ、避難すべき場所を指示する。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告する。 なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。 2 警察官等の措置 警察官又は海上保安官は、災害現場において関係市長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められる事態（連絡等のいとまがなくこれを行わなければ時機を失するような場合）、又は関係市長から要求のあったときは、必要に応じ、立ち退きの指示及び警戒区域の設定をする。この場合その旨を関係市長に速やかに通知する。 なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、必要に応じ、避難の措置を講ずることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する。

修正案	現行
3 自衛官の措置 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じる。 また、関係市長（若しくはその委任を受けた吏員）又は関係市長からの要求により、関係市長の職権を行うことのできる警察官、海上保安官がいない場合に限り、必要に応じ、警戒区域を設定する。これらの避難措置をとったときは、直ちに、その旨を関係市長に通知する。 4 知事の措置 関係市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難準備情報の発表、避難の指示、警戒区域の設定を市長に代わって行う。 第2節 関係市の避難対策 関係市は次のとおり避難対策を実施する。特に、京浜臨海地区においては不特定多数の住民が利用する施設が立地していることから、今後はこれらの施設の利用者も含めた避難対策のより一層の強化を図る。 1 横浜市の避難対策 (1) 避難の措置 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関の協力のもとに避難の指示を行う。 なお、複数の区にまたがるような広域的な避難を行う必要があるときは、市長名で行う。 (2) 避難の方法 市長又は区長は、災害状況を総合的に判断して、危険地域内の住民等を避難させる必要があると認めたときは、防災関係機関の協力のもとに、的確な避難活動を行う。 ア 避難活動の種類 (ア) 緊急避難 特定事業所及び隣接事業所等において火災、爆発等の災害発生により、その危険が切迫した場合、現場から緊急避難させる。 (イ) 一時避難 火災、爆発、有毒性ガスの流出等の災害が発生し危険がある場合、危険地域内の住民等を付近の安全な空地、公園、学校等に一時的に避難させる。 (ウ) 広域避難	3 自衛官の措置 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じる。 また、関係市長（若しくはその委任を受けた吏員）又は関係市長からの要求により、関係市長の職権を行うことのできる警察官、海上保安官がいない場合に限り、必要に応じ、警戒区域を設定する。これらの避難措置をとったときは、直ちに、その旨を関係市長に通知する。 4 知事の措置 関係市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難準備情報の発表、避難の<u>勧告</u>、指示、警戒区域の設定を市長に代わって行う。 第2節 関係市の避難対策 関係市は次のとおり避難対策を実施する。特に、京浜臨海地区においては不特定多数の住民が利用する施設が立地していることから、今後はこれらの施設の利用者も含めた避難対策のより一層の強化を図る。 1 横浜市の避難対策 (1) 避難の措置 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関の協力のもとに避難の<u>勧告</u>又は指示を行う。 なお、複数の区にまたがるような広域的な避難を行う必要があるときは、市長名で行う。 (2) 避難の方法 市長又は区長は、災害状況を総合的に判断して、危険地域内の住民等を避難させる必要があると認めたときは、防災関係機関の協力のもとに、的確な避難活動を行う。 ア 避難活動の種類 (ア) 緊急避難 特定事業所及び隣接事業所等において火災、爆発等の災害発生により、その危険が切迫した場合、現場から緊急避難させる。 (イ) 一時避難 火災、爆発、有毒性ガスの流出等の災害が発生し危険がある場合、危険地域内の住民等を付近の安全な空地、公園、学校等に一時的に避難させる。 (ウ) 広域避難

修正案	現行
(4) 避難場所 避難場所は、周辺に危険物が少なく、火災の延焼等に対し安全な場所とする。 ア 公園・大規模な空地等安全な場所 イ 危害の及ばない直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所等 (5) 今後の取り組み 特別防災区域内の避難対策をより実効性の高いものとするため、住民及び企業とのネットワーク化を図り、避難計画等について具体的な検討を進める。 第3節 第三管区海上保安本部の避難対策 災害が発生し、又は発生が予想され、港内在泊船等に被害が及ぶおそれのある場合は、次の措置を行う。 1 船舶の避難 (1) 警戒海域の設定 (2) 警戒海域及びその周辺海域の船舶に対する移動命令、入港制限、避難勧告等の実施 (3) 東京湾海上交通センター等による船舶の動静把握と航行管制の実施 (4) 巡視船艇による警戒、誘導等による安全、迅速な避難の実施 2 海上避難 防災本部等から住民等の避難輸送について要請があった場合は、巡視船艇により速やかにこれに応ずる。 第4節 特定事業所等の避難対策 1 避難の措置 事業所長等避難命令を行う者は、火災、爆発等の災害が拡大し従業員等の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合、避難の指示を行う。 2 避難の方法 ○ 避難命令を行う者は、避難に際し、避難人員の把握に努めるとともに、相互に連絡を密にして、災害の状況に応じ、冷静な判断に基づいて誘導する。 ○ 避難者は、避難命令を行う者の指示に従って混乱なく行動する。 ○ 避難に際し、災害の拡大防止のため、関係施設の安全措置を講じておく。 ○ 事業所内のタンクローリー、トラック等の危険物車両及び栈橋に接岸中の船舶は所	(4) 避難場所 避難場所は、周辺に危険物が少なく、火災の延焼等に対し安全な場所とする。 ア 公園・大規模な空地等安全な場所 イ 危害の及ばない直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所等 (5) 今後の取り組み 特別防災区域内の避難対策をより実効性の高いものとするため、住民及び企業とのネットワーク化を図り、避難計画等について具体的な検討を進める。 第3節 第三管区海上保安本部の避難対策 災害が発生し、又は発生が予想され、港内在泊船等に被害が及ぶおそれのある場合は、次の措置を行う。 1 船舶の避難 (1) 警戒海域の設定 (2) 警戒海域及びその周辺海域の船舶に対する移動命令、入港制限、避難勧告等の実施 (3) 東京湾海上交通センター等による船舶の動静把握と航行管制の実施 (4) 巡視船艇による警戒、誘導等による安全、迅速な避難の実施 2 海上避難 防災本部等から住民等の避難輸送について要請があった場合は、巡視船艇により速やかにこれに応ずる。 第4節 特定事業所等の避難対策 1 避難の措置 事業所長等避難命令を行う者は、火災、爆発等の災害が拡大し従業員等の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合、避難の指示を行う。 2 避難の方法 ○ 避難命令を行う者は、避難に際し、避難人員の把握に努めるとともに、相互に連絡を密にして、災害の状況に応じ、冷静な判断に基づいて誘導する。 ○ 避難者は、避難命令を行う者の指示に従って混乱なく行動する。 ○ 避難に際し、災害の拡大防止のため、関係施設の安全措置を講じておく。 ○ 事業所内のタンクローリー、トラック等の危険物車両及び栈橋に接岸中の船舶は所

修正案	現行
管部門の責任者の判断により、安全な場所に誘導退避させる。 3 避難場所 (1) 周辺に危険物が少なく、火災の延焼、津波による浸水等に対して安全な事業所内外の場所 (2) 災害拡大時には、関係市の避難計画に定める避難場所 4 扇島における孤立化対策 扇島は、災害発生時等の緊急時には孤立化のおそれがある。 このため、扇島地区の特定事業所等は防災関係機関と協力し、首都高速道路湾岸線の活用も含めた孤立化対策の推進に努める。	管部門の責任者の判断により、安全な場所に誘導退避させる。 3 避難場所 (1) 周辺に危険物が少なく、火災の延焼、津波による浸水等に対して安全な事業所内外の場所 (2) 災害拡大時には、関係市の避難計画に定める避難場所 4 扇島における孤立化対策 扇島は、災害発生時等の緊急時には孤立化のおそれがある。 このため、扇島地区の特定事業所等は防災関係機関と協力し、首都高速道路湾岸線の活用も含めた孤立化対策の推進に努める。

修正案	現行
じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努める。 10 警戒区域の設定 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められる時は、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。 11 治安の維持 海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。 12 危険物の保安措置 危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行う。	じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努める。 10 警戒区域の設定 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められる時は、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。 11 治安の維持 海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。 12 危険物の保安措置 危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行う。

修正案	現 行
(㌿) 航 空 隊 下命事項 カ 救急救助資機材の整備 大規模な救急救助活動に対応するため、救急救助車両の整備強化に併せて破壊器具、救急資機材等の充実を積極的に推進する。	(㌿) 航 空 隊 下命事項 カ 救急救助資機材の整備 大規模な救急救助活動に対応するため、救急救助車両の整備強化に併せて破壊器具、救急資機材等の充実を積極的に推進する。

修正案	現 行
第 1 0 章 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動 「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第 4 章第 5 節」に基づき実施する。	第 1 0 章 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動 「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第 4 章第 5 節」に基づき実施する。

修正案	現 行
第 1 2 章 災害救助法の適用 1 関係市長は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認める時は、知事に対しその旨要請する。 2 知事は、関係市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。 第 1 3 章 生活関連施設の応急復旧活動 「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第 4 章第 9 節」に基づき実施する。 第 1 4 章 原子力災害応急・復旧対策 「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第 2 編第 2 章及び第 3 章」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第10編第 2 章及び第 3 章」に基づき実施する。	第 1 2 章 災害救助法の適用 1 関係市長は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認める時は、知事に対しその旨要請する。 2 知事は、関係市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。 第 1 3 章 生活関連施設の応急復旧活動 「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第 4 章第 9 節」に基づき実施する。 第 1 4 章 原子力災害応急・復旧対策 「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第 2 編第 2 章及び第 3 章」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第10編第 2 章及び第 3 章」に基づき実施する。